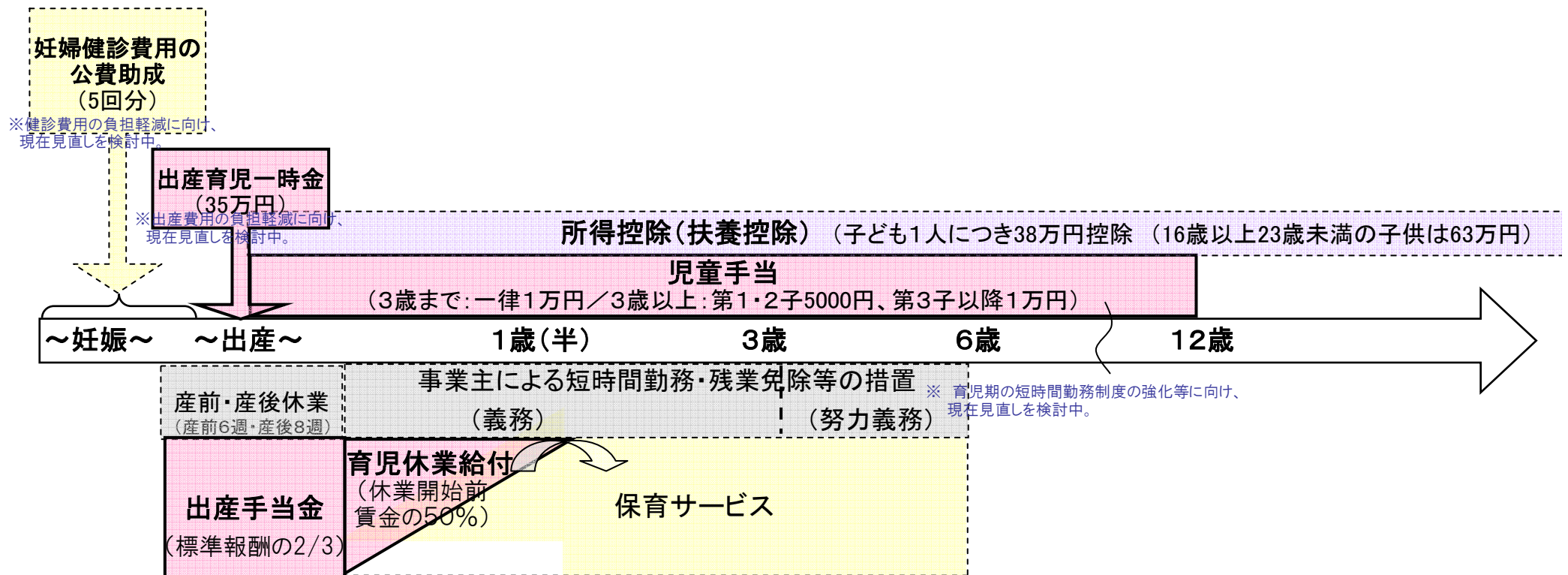


妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援

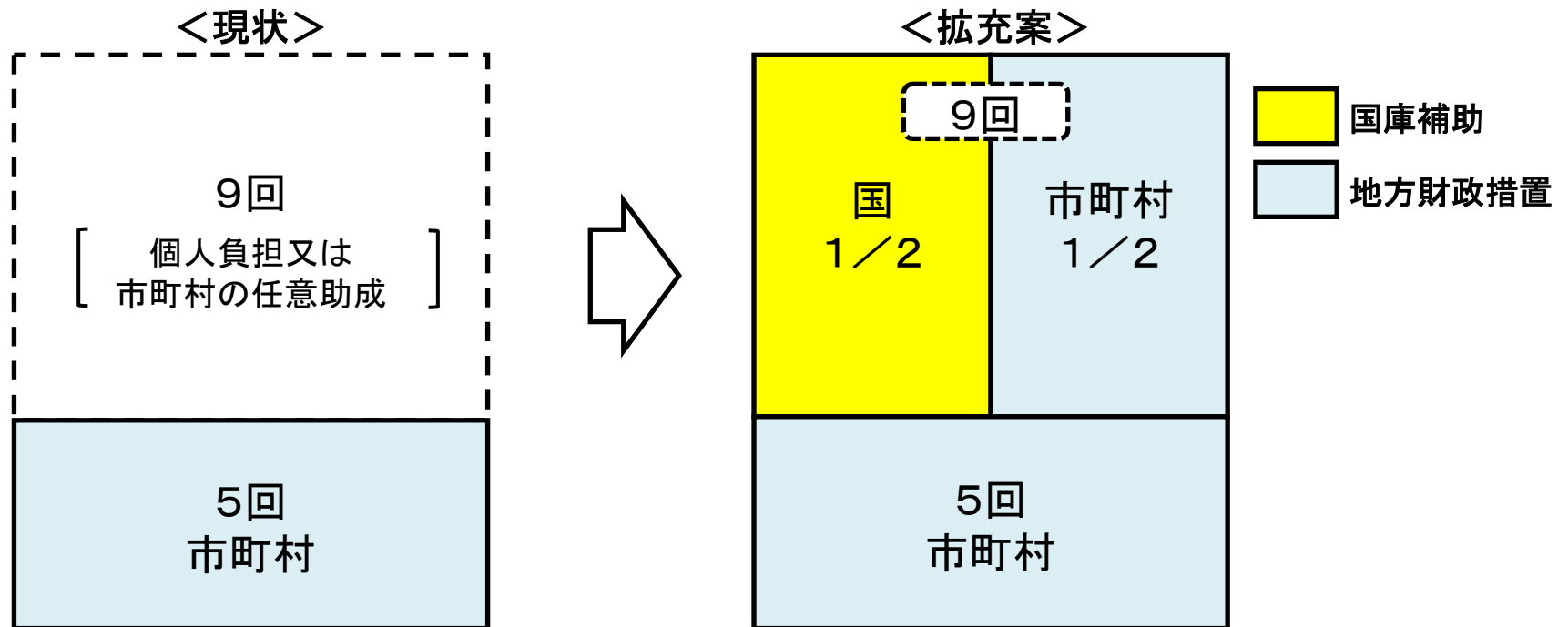
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援としては、
 - ・「出産育児一時金」… 出産費用の負担軽減
 - ・「出産手当金」「育児休業給付」… 産前産後休業・育児休業中の所得保障
 - ・「児童手当」… 児童を養育する者に対する手当
 が主なものとなっている。
- 育児休業(給付)や短時間勤務等の措置は、保育サービスと必要性・量等の面において表裏の関係にある。



妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。



子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて

(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日)

仕事と家庭の両立の現状

○就労している女性の約7割が第1子出産を機に退職

※女性の育児休業取得率は7割超

※「仕事を続けたかったが仕事と子育ての両立の難しさで辞めた」女性労働者が多い。

○育児休業後に両立を続けられる見通しが立たない

○男性の育児へのかかわりが十分とはいえない

※休業取得率は0.50%に過ぎない。一方、育児休業を取得したいと考えている男性労働者は約3割

○男性の家事・育児分担の度合いが低いため、妻の子育て不安が大きく、少子化の一因となっている

※男性の家事・育児分担の度合いが高いと、妻の出産意欲が高い

○父母と子どもとの時間が十分にとれない

○家族の介護等のために5年間で約45万人が離転職

○要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等で対応している労働者も多い

現行の育児・介護休業法では十分に対応できていない。(長期の休業(1歳までの育児休業や93日間の介護休業)が制度のコア)

今後の両立支援の基本的な考え方

○育児休業からの復帰後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

= 保育所への送り迎えが余裕を持ってできる

※ 育児のための短時間勤務の導入企業は約3割

○全ての企業の労働者が育児期に短時間勤務が選べるようにする必要

○父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

○父親の育児休業取得などの育児参加を促進する必要

○労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

○労働者の子育て・介護の状況はさまざまであり、状況に応じた利用しやすい制度とする必要

子育てや介護をしながら働くことが普通にできる社会への転換

父母と子が接する時間も多く取れるようになる。

①育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保 ができる働き方の実現

(短時間勤務及び所定外労働免除)

○父親と母親が保育所への送り迎えを余裕を持ってでき、子育ての時間確保ができるなど、育児休業を取得した後の働き方を見通すことができるよう、柔軟な働き方を選べる雇用環境を整備していくことが重要。

○子を養育する労働者からの希望が高く、子育ての時間確保を容易にすることができる短時間勤務と所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に関しては、原則としてどの企業においても、労働者が選択できる制度とすることが必要。

(在宅勤務)

○在宅勤務制度(テレワーク)を子育てや介護と仕事の両立に資する制度として、勤務時間短縮等の措置の一つとして位置づけるべき。

(子の看護休暇)

○年5日の看護休暇を子どもの人数に応じた制度とするべき。

③労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備 (再度の育休取得要件等の見直し)

○子どもが病気や怪我のため一定期間の療養を要する場合等に、再度の育児休業の取得を認めるべき。

(介護のための短期の休暇制度)

○現行の介護休業(「長期の休業」)に加え、一日単位・時間単位などで取得できる「短期の休暇」制度を設けるべき。

(期間雇用者の休業の普及促進)

○育児休業可能な期間雇用者が、より一層休業を取得しやすくするために、休業取得要件をわかりやすく示し、周知を徹底。

②父親も子育てにかかわることができる 働き方の実現

(労使協定による育児休業取得除外規定の見直し)

○専業主婦の方が子育てへの不安感を抱えていることが多いこと等も踏まえ、配偶者が専業主婦(夫)等であっても、夫(妻)が育児休業を取得できる中立的な制度にするべき。

(出産後8週間の父親の育休取得促進)

○出産後8週間の時期の父親の育児休業を「パパ休暇」として取得を促進し、この間に取得した場合には再度の育児休業の取得を認めるべき。

(父母ともに育児休業を取得した場合の育休期間の延長)

○父母がともに育児休業を取得する場合に、休業期間を現行よりも延長できるようなメリット(「パパ・ママ育休プラス(育休プラス)」)を設けるべき。

(期間は、ドイツ、スウェーデンの例等を踏まえ、2か月程度)

④両立支援制度の実効性の確保

(不利益取扱い)

○短時間勤務等の申出等を理由とする不利益取扱いについて、基準を明確化することを検討するべき。

(苦情・紛争の解決の仕組みの創設)

○育児休業の申出等に係る不利益取扱い等について「調停制度」等による紛争解決援助の仕組みを検討するべき。

(広報・周知・指導等)

○制度の周知徹底を図るとともに、父親の子育て参加、育児休業取得に関し、社会的なムーブメントを起こしていくような広報活動等について検討するべき。

労働政策審議会・雇用均等分科会における検討項目

1. 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

- 育児休業後の働き方を見通すことができるような雇用環境の整備について
- 在宅勤務について
- 子の看護休暇について
- 継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置の対象となる子の年齢について

2. 父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

- 配偶者が専業主婦(夫)等の場合の育児休業取得除外規定について
- 出産後8週間の父親の育児休業の取得について
- 父母ともに育児休業を取得した場合における育児休業期間について

3. 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

- 再度の育児休業取得要件及び育児休業を1歳6か月まで延長できる特別な事情について
- 介護のための休業・休暇制度について
- 非正規労働者の両立支援について

4. 両立支援制度の実効性の確保

- 不利益取扱いの規定について
- 苦情・紛争の解決の仕組みについて
- 広報、周知・指導等について

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

		イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日 本
児 童 手 当	支給対象	・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から	・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・20歳未満の児童 ・第2子から	制 度 な し	・小学校修了までの児童 ・第1子から
	支給月額(2007年)	・第1子 週£18.10(月額換算約1.7万円) ・第2子以降 週£12.10(月額換算約1.2万円)	・子1人当たり SEK1,050(約1.7万円) ・多子割増手当 2人 SEK100(約0.2万円) 3人 SEK454(約0.7万円) 4人 SEK1,314(約2.1万円) 5人 SEK2,363(約3.8万円)	・第3子まで 154€(約2.3万円) ・第4子以降 179€(約2.7万円)	・第2子 119.13 €(約1.8万円)、第3子以降 152.62 €(約2.3万円) ・11歳以上の児童には加算(11～15歳33.51 €(約0.5万円)、16歳以上59.57 €(約0.9万円))		3歳まで 月10,000円 3歳～小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円
	所得制限	な し	な し	なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用)	な し		非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯)
	財 源	・全額国庫負担	・全額国庫負担	・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%)	・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当分を合わせ税率7.5%)		・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%)
税 制	とられている措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり£545(12.0万円)及び児童一人当たり£1,845(40.6万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、£58,000(約1,276万円)を超えると適用がなくなる。)	な し	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808 €(約86.5万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。)	・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000 \$ (約11.7万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000 \$ (約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて逡減) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100 \$ (約36万円)の所得控除	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)	・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)	・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活	・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存)	(児童税控除は2002年までは500 \$であったが、2003年に1,000 \$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。)	・児童手当制度と扶養控除制度は併存

(注) 換算レートは、1ドル(\$)=117円、1ユーロ(€)=149円、1ポンド(£)=220円、1スウェーデンクローネ(SEK)=16円(平成19年1～6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)